

<概要版>

第8期東郷町高齢者福祉計画

老人福祉計画・介護保険事業計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度



いきいきと住み続けたい
支え合いのまち とうごう

令和3年3月

東郷町

1 計画策定の背景と目的

高齢者の人口増加が進む中、国においては「高齢社会対策大綱」に基づき、2025（令和7）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

こうした国等の動向を踏まえつつ、本町においても地域包括ケアシステムを一層推進することを目指し、「第8期東郷町高齢者福祉計画」を策定します。

2 計画の期間

本計画における計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間と定めます。

3 基本理念と計画の体系

第8期東郷町高齢者福祉計画においては、健康づくり、介護予防を更に推進することで元気な高齢者を増やしつつ、住民同士が支え合い、行政とともに地域課題に向き合うことで住み慣れた地域で自分らしさをもって生活し続けられる体制づくりを目指していきます。

本計画の基本理念を以下のとおり定め、これを実現するための様々な施策を展開します。

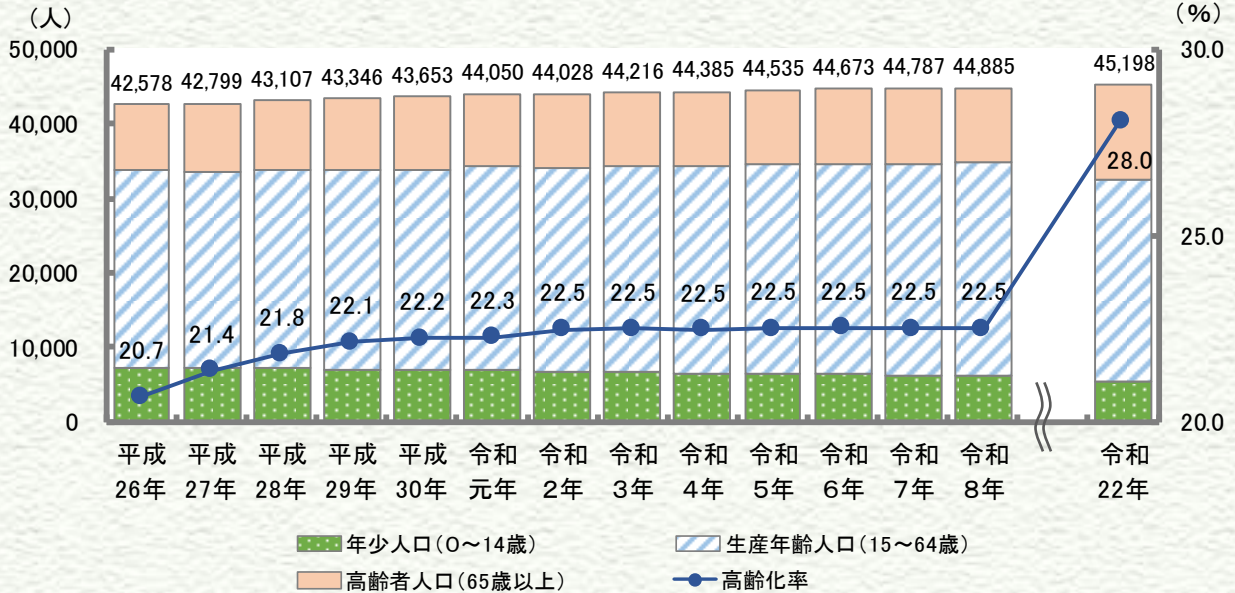
『いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうごう』



4 本町の高齢者の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移と推計

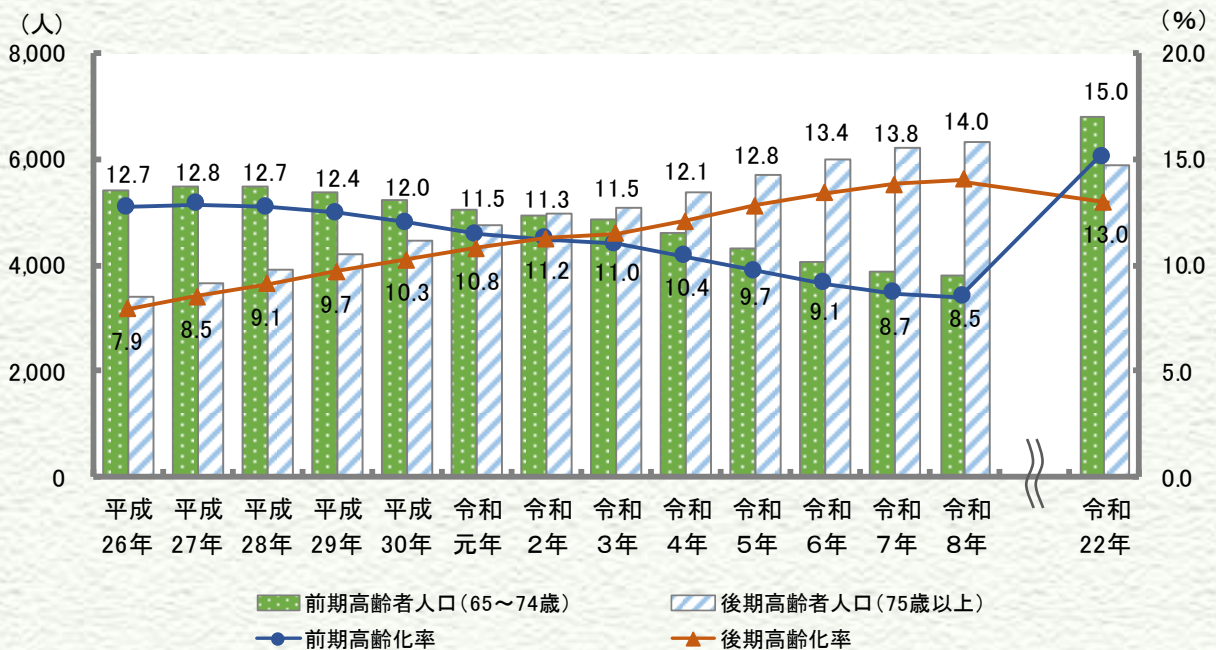
本町の総人口は、令和2年で44,028人となっています。また、高齢者人口（65歳以上）は平成29年に対して令和2年では303人増加となっています。高齢化率は、平成29年の22.1%に対して令和2年では22.5%と0.4ポイントの増加となっています。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）※外国人住民を含む。
令和3年以降はコーホート変化率法により将来人口を推計

(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

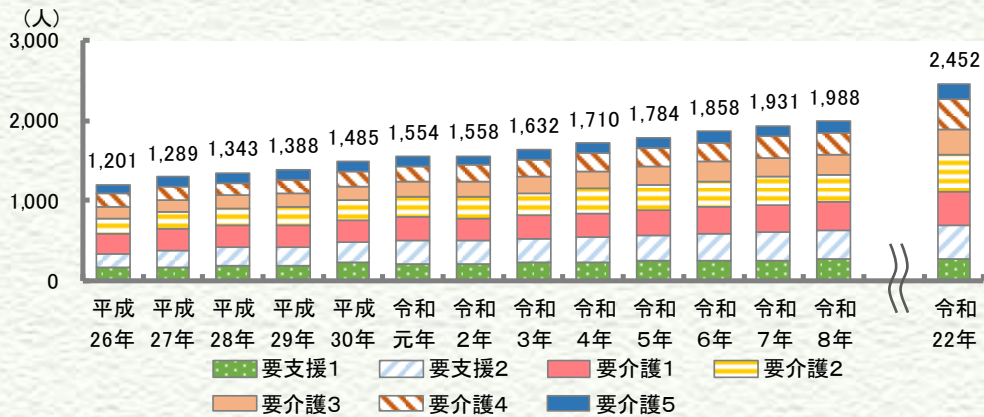
本町の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々減少している一方で後期高齢者（75歳以上）は年々増加しています。令和2年に前期高齢者と後期高齢者の割合が逆転し、今後は後期高齢者が急激に増えていきます。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）※外国人住民を含む。
令和3年以降はコーホート変化率法により将来人口を推計

(3) 要支援・要介護認定者の推移

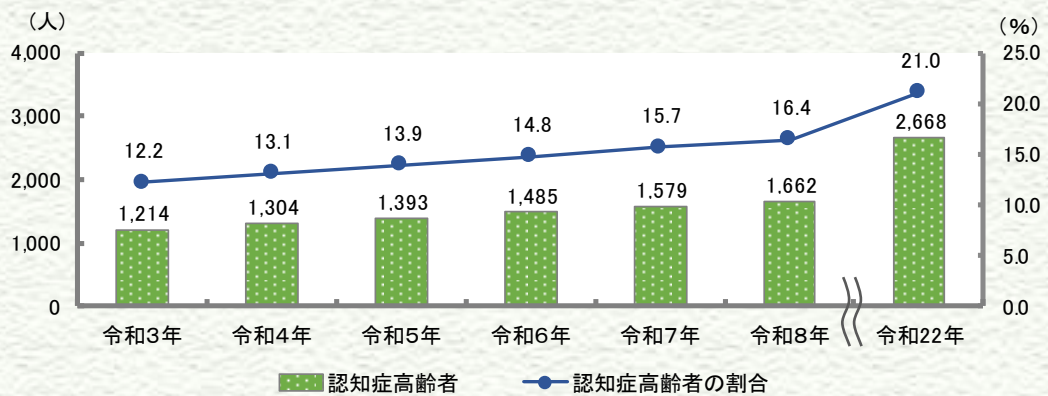
本町の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和2年に1,558人となっています。経年的にみると平成27年から令和2年までの5年間で269人増加しています。今後も高齢者数の増加と共に要支援・要介護者も増加していくと考えられます。



資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末現在）
令和3年以降は実績を基に、将来の要支援・要介護認定者数を推計

(4) 認知症高齢者の推計

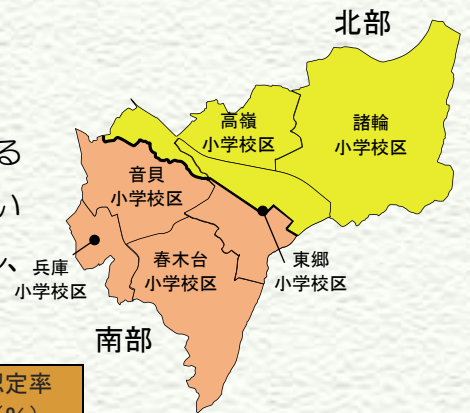
本町の認知症高齢者は増加傾向となることが予想されており、令和22年で2,668人となる見込みです。



資料：認知症高齢者は庁内資料（認定審査に関する資料）から算出
高齢者人口（65歳以上）はコーホート変化率法により将来人口を推計

5 日常生活圏域の設定と現状

「日常生活圏域」については、地域包括ケアシステムを構築する単位として、市町村が地域の実情に応じて設定するものとされています。本町では北部地域、南部地域の2つの日常生活圏域を設定し、それぞれに地域包括支援センターを設置しています。



日常生活圏域	単位	65歳以上	高齢者		高齢化率 (%)	認定率 (%)
			前期高齢者	後期高齢者		
北部	人	5,524	2,772	2,752	25.7	15.3
	%	100.0	50.2	49.8		
南部	人	4,374	2,170	2,204	19.4	15.5
	%	100.0	49.6	50.4		
町全体	人	9,898	4,942	4,956	22.5	15.4
	%	100.0	49.9	50.1		

資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在）※外国人人口を含む
「介護保険事業状況報告」月報

6 前期計画の評価の振り返りから見える課題

【課題①】健康づくりと介護予防

- 高齢者が増加する中、要介護状態にならないようにするための健康づくり・介護予防の重要性が増えています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業に基づく一般介護予防事業の充実や高齢者社会参加ポイント制度等の仕掛けづくりを通してより多くの高齢者に集いの場への参加を促す必要があります。

【課題②】生活支援サービスと高齢者の権利擁護

- 介護予防・日常生活支援総合事業に基づく生活支援サービスを高齢者の自立支援と重度化防止を図るための重要な事業として、充実していく必要があります。
- 判断能力が不十分な高齢者等の権利を守るため、権利擁護の取組の重要性が増えています。権利擁護体制を強化する必要があります。

【課題③】在宅生活を支える医療と介護環境

- サービスの質の向上や、専門職の人材育成、確保に取り組み、利用者が安心して多様なサービスを利用できる環境づくりを進める必要があります。
- 働きながら介護を続ける人も増加していくと考えられることから仕事と介護の両立支援施策が必要です。また、老老介護等、介護者自身の高齢化も課題です。家族介護者を支える施策が必要とされています。

【課題④】地域包括ケアの推進と地域包括支援センターの機能強化

- 2019（令和元）年度に2か所目の地域包括支援センターである、南部地域包括支援センター東郷苑を設置したことから、機能の充実を図ることが必要です。地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークを更に充実させ、地域の実態や課題を適切に把握することが必要です。

【課題⑤】認知症高齢者への支援

- 認知症高齢者は、高齢者の増加に比例して増え続けることが見込まれます。認知症の正しい知識や対応法の普及を進め、地域ぐるみで認知症高齢者を支える環境整備が必要です。
- 認知症の本人とその家族に対する相談支援体制や医療体制の充実が求められています。

【課題⑥】災害や感染症対策に係る体制の整備

- 新型コロナウイルスを含めた、感染症対策において、「新しい生活様式」や感染予防についての周知啓発、感染拡大防止に配慮した事業の実施が求められています。
- 介護サービスの安定的な供給のために、事業所と連携し、感染症拡大時及び地震や集中豪雨などの災害時にもサービスを継続するための取組を平常時から行っていく必要があります。

7 取組と主な事業

「☆」：本計画からの新規事業

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進<予防>

(1) 健康づくり・疾病予防の推進

- ・低栄養予防対策の推進☆
- ・藤田医科大学連携まちかど保健室☆
- ・生活習慣病予防に係る周知啓発
- ・がん検診等の推進

(2) 生きがいと社会参加

- ・高齢者社会参加ポイント制度事業☆
- ・老人クラブ活動の充実
- ・高齢者スポーツ大会の実施
- ・伝統文化の継承

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ・65歳以上のための健康づくり出張講座☆
- ・地域で健康・介護予防講座☆
- ・民間企業型地域介護予防教室☆
- ・通いの場の再起動・つなぎ直し☆
- ・保健事業と介護予防の一体的実施☆
- ・地域リハビリテーション活動支援事業☆
- ・介護予防DVDの普及☆

基本目標2 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり<生活支援>

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【再掲】

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、「基本目標1：健康づくりと介護予防の推進<予防>」と「基本目標2：高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり<生活支援>」の双方に関連する施策と考え、前述のとおり充実させていきます。

(2) 在宅生活を支える生活支援サービスの充実

- ・生活援助員派遣事業
- ・緊急通報システム事業
- ・高齢者タクシー料金助成事業
- ・介護保険外サービス一覧表の作成・普及☆

(3) 支え合いの体制づくり

- ・地域支え合い協議体の運営
- ・地域支え合いコーディネーターの配置
- ・ボランティア、NPOの活動への支援

(4) 見守りの体制づくり

- ・高齢者地域見守り活動事業
- ・ひとり歩き高齢者見守りネットワークの充実
- ・一人暮らし高齢者登録制度の推進

(5) 担い手の養成

- ・地域サポーターの活動支援
- ・生活支援サポーターの養成・フォローアップ☆
- ・認知症サポーターの養成
- ・介護予防サポーターの養成及び活動支援

(6) 災害・感染症への備え

- ・町の防災体制の充実
- ・災害時の避難場所の確保
- ・避難行動要支援者登録制度の推進
- ・感染症予防に関する情報の周知啓発☆

(7) 生活情報の提供

- ・広報紙・ホームページ等での周知啓発
- ・講座・教室・イベント等での周知啓発
- ・かかりつけ医等の周知啓発
- ・高齢者の交通事故防止のための周知啓発

(8) 高齢者の権利擁護

- ・高齢者虐待防止への対応
- ・成年後見制度の利用促進
- ・詐欺・悪質商法に関する情報提供
- ・消費生活相談の充実

基本目標3 介護を受けながら安心して暮らす体制づくり<医療・介護>

(1) 要介護者の在宅生活を支えるサービス

- ・理髪サービス事業
- ・外出支援サービス事業
- ・介護用品購入費助成事業

(2) 家族介護支援

- ・認知症家族支援講座の実施
- ・家族介護者リフレッシュ事業
- ・介護離職ゼロに向けた取組
- ・認知症対応型通所介護サービスの提供

(3) 在宅医療・介護連携の推進

- ・訪問診療の周知
- ・豊明東郷医療介護サポートセンターかけはし運営事業
- ・電子@連絡帳の活用
- ・地域住民への在宅医療・介護についての啓発☆

(4) 専門職の人材育成

- ・多職種ミーティングの開催
- ・多職種カンファレンスの開催
- ・事業者研修会等の開催
- ・ケアマネジャーへの支援

(5) 介護サービスの適正化

- ・介護給付等費用適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・事業者への実地指導の実施

(6) 災害・感染症への備え

- ・事業所と連携した災害対策☆
- ・事業所と連携した感染症対策☆

重点目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進

(1) 安心して暮らすための体制づくり

- ・保健・医療・福祉等の連携による地域づくりの推進
- ・庁内連携の強化

(2) 地域包括支援センター機能の充実

- ・総合相談支援の周知と強化
- ・地域包括支援センターの連携強化☆
- ・人員体制の確保
- ・地域包括支援センター事業評価

重点目標2 認知症への正しい理解と早期対応

(1) 認知症の正しい理解の促進

- ・認知症理解のための周知啓発
- ・認知症カフェの実施
- ・認知症ケアパスの活用

(2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備

- ・認知症初期集中支援チームによる支援
- ・認知症地域支援推進員による活動
- ・チームオレンジ（地域ごとの支援チーム）による支援☆

8 介護保険事業費等の推計

・月額保険料基準額の算定

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	2,412,679,608	2,519,518,758	2,616,590,056	7,548,788,422
地域支援事業費	176,479,000	185,003,568	192,721,744	554,204,312
市町村特別給付費等				0
保険料収納必要額				2,118,138,471
予定保険料収納率				98.50%
月額保険料基準額				5,596

・所得段階別保険料の設定

第8期介護保険事業計画における保険料基準額（月額）は、5,596円となります。所得の段階に応じた14段階の保険料（年額）を以下のとおり設定します。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が町民税非課税の人及び、世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.46 (0.26)	30,800円 (17,400円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.60 (0.35)	40,200円 (23,500円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.67 (0.62)	44,900円 (41,600円)
第4段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.88	59,000円
第5段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	67,100円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.09	73,100円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.29	86,600円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.49	100,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	114,100円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.85	124,200円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	2.05	137,600円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.25	151,000円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.50	167,800円
第14段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	2.65	177,900円

※第1～3段階の保険料について、公費による軽減措置を実施し、()内の保険料額となります。

第8期東郷町高齢者福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）

【概要版】

発行：東郷町 編集：東郷町福祉部高齢者支援課
愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地 TEL 0561-56-0735